



報道発表資料の配付日時 6月2日(水) 15時00分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 「第1回動物愛護管理業務のあり方検討会議」の開催について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>本道における動物愛護管理業務のあり方について、庁内外の関係者と検討を進めるため、「第1回動物愛護管理業務のあり方検討会議」を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日時 令和3年(2021年)6月9日(水) 14:00より2時間程度</p> <p>2 開催方法 ZOOMを用いたWeb会議</p> <p>3 構成員 (1) 関係団体 ・公益社団法人北海道獣医師会 ・酪農学園大学 ・認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会 (2) 行政機関 ・札幌市動物管理センター ・旭川市動物愛護センター ・市立函館保健所 ・北海道(石狩振興局・保健福祉部・環境生活部) ※事務局 環境生活部環境局自然環境課 自然環境担当局長出席</p> <p>4 主な内容 (1) 「北海道動物愛護管理センターのあり方検討について(課題整理)」 について【事務局説明】 (2) 課題への対応策について【意見交換】 (3) その他</p> <p>5 その他 (1) 会議資料及び開催結果は、後日、道のホームページに公表します。 (2) 本会議の開催要領は別添のとおりです。</p> | | |
| 参考 | | | |
| 報道(取材)に当たってのお願い | <p>○ ZOOMでのオンライン視聴(取材)を希望する場合は、6月7日(月)正午までに、所属、参加者氏名、連絡先を記載の上、下記メールアドレスあてご連絡をお願いします。参加用URL等を別途お知らせします。</p> <p style="text-align: right;">kansei.shizen1@pref.hokkaido.lg.jp</p> | | |
| 他のクラブとの関係 | <p>同時配付 同時レク</p> | | |
| 担当(連絡先) | <p>・環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係(担当者:山中) TEL:011-231-4111(内線24-382)ダイヤルイン:011-204-5205</p> | | |

動物愛護管理業務のあり方検討会議開催要領

第1 目的

本道における動物愛護管理業務のあり方について、「北海道動物愛護センター(仮称)に関する基本的な考え方」(平成14年)や「北海道動物愛護管理センターのあり方検討について(課題整理)」(令和3年3月)を参考に、庁内外の関係者と検討を進め、基本構想を取りまとめるため、「動物愛護管理業務のあり方検討会議」(以下「検討会議」という。)を開催する。

基本構想は、広大な本道の地理特性や近年における犬猫の取扱状況、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)の改正などを踏まえたものとする。

第2 検討事項

検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 広大な本道の地理特性を踏まえた業務のあり方に関する事。
- (2) 動物の収容体制の確保に関する事。
 - ①長期収容できる飼養環境整備
 - ②引取頭数の減少に係る対応
 - ③多頭飼育崩壊や動物虐待、災害等発生時の緊急収容(犬猫数十頭)
 - ④新型コロナウイルス感染症等発生時のペット緊急収容(隔離施設)
 - ⑤動物愛護管理法など新たな基準への対応
- (3) 収容動物の長期収容対応と譲渡の促進、動物ふれあい事業を実施できる環境整備に関する事。
- (4) その他動物愛護管理業務の推進に関する事。
- (5) (1)～(4)に係る関係団体等との協働に関する事。

第3 構成

- 1 検討会議は、別表に掲げる団体(以下「構成団体」という。)をもって構成する。
- 2 構成団体を追加等するときは、検討会議の承認を受けなければならない。

第4 事務局

- 1 検討会議の事務局を北海道環境生活部環境局自然環境課に置く。
- 2 事務局は、庶務その他この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項を処理する。
- 3 事務局の総括は、北海道環境生活部環境局自然環境課動物管理担当課長(以下「事務局長」という。)が行う。

第5 会議

- 1 事務局長は、構成団体の代表者等が参加する検討会議を招集する。
- 2 議事進行役としての座長は、参加者が互選により選任する。
- 3 事務局長が必要と認めたときは、会議に構成団体以外の者の出席を求めることができる。

第6 その他

検討会議は、「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」に基づく「懇談会」の位置づけとし、同基準第3. 1 (3) に基づき開催要領を定めるものである。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

別表

| | |
|-------|----------------------|
| 関係団体 | 公益社団法人北海道獣医師会 |
| | 酪農学園大学 |
| | 認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会 |
| 行政機関等 | 札幌市（札幌市動物管理センター） |
| | 旭川市（旭川市動物愛護センター） |
| | 函館市（市立函館保健所） |
| | 北海道 |